

令和4年度新潟県地域密着型サービス外部評価

評価調査員新規養成研修 実施要領

新潟県指定研修機関：公益社団法人新潟県社会福祉士会

1. 研修概要

- 〈研修名〉 令和4年度新潟県地域密着型サービス外部評価 評価調査員新規養成研修
- 〈開催日〉 令和4年6月25日（土）、6月26日（日）
令和4年7月2日（土）、7月3日（日） 【全4日間】
- 〈開催場所〉 【1、2、4日目】 オンライン（Zoomミーティング）
【3日目】 新潟ユニゾンプラザ（新潟市中央区上所2-2-2）
- 〈研修課程〉 「厚生労働省標準カリキュラム」（2009年）に準ずる
※コロナ禍のため、実習は【実務的演習】として実施します。
- 〈指定研修機関〉 公益社団法人新潟県社会福祉士会（以下、新潟県社会福祉士会という。）
- 〈講師〉 佐々木 勝則 氏（特別養護老人ホーム桜井の里 総合施設長）
新野 直紀 氏（クラレテクノ株式会社ちゅーりっぷ苑 副施設長）
遠藤 真一 氏（評価調査員、長岡三古老人福祉会研究・研修センター長岡センター長、新潟県社会福祉士会理事）
田崎 基 氏（評価調査員、新潟県社会福祉士会事務局長）
県内グループホーム管理者 数名（予定）

2. 受講手続き

1) 受講定員

15人～30人程度

※15人未満の場合、開催を延期又は中止する場合があります。

2) 受講資格

- ①新潟県に選定された評価機関又は評価機関として選定される予定の法人に属する者で、今後評価調査員として従事する予定の者。
- ②新潟県地域密着型サービス外部評価機関選定要項第3条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者。※別紙参照
- ③研修を受講するにあたっては、原則として次に掲げる内容を満たすことが望ましい。
 - ・グループホームの質の向上について、熱意と関心を有していること。
 - ・介護経験があること。
 - ・外部評価を年4回以上実施することが可能であること。
 - ・基礎的なパソコン操作ができること。

3) 受講の手続き

- ①受講希望者は、所属予定の評価機関を通じて研修機関（新潟県社会福祉士会）にお申込みいただきます。所属予定の評価機関へ、6月6日（月）までに【受講申込書（様式1）】及び【実務経験・資格要件証明書（様式2）】をご提出ください。
- ②評価機関は、受講希望者から提出された受講申込書類（様式1、様式2）に不足がないか確認し、書類の原本を6月10日（金）までに研修機関（新潟県社会福祉士会）に提出してください。
- ③申込みについて審査を行い、評価機関を通じて受講希望者に受講決定通知を送付します。

3. 研修費用及び支払い方法等

1) 研修費用

受講料：27,000円／1人あたり

2) 支払方法

研修終了後、新潟県社会福祉士会が請求書を発行し、各評価機関にお支払いいただきます。

3) キャンセルについて

原則として、研修開始当日 8 営業日（土日祝日を除く）以降のキャンセル（6/15 以降のキャンセル）は全額をお支払いいただきます。

4. 修了について

1) 修了確認

●原則として、研修の全日程の修了及び出席状況やレポート、試験の結果により修了評価を行い、研修修了の決定を行います。なお、遅刻・中座（途中退席）・早退をした場合、修了が認められないことがありますのでご注意ください。

●オンライン研修（1日目・2日目・4日目）では、受講者側のカメラを常にオンにした状態で受講いただき、出席確認をさせていただきます。Zoom 起動時に、ご自身の顔がビデオ画面の中央に映っていることを必ずご確認くださいとともに、背景も含め、個人情報や不適切な映像が映らないようにご配慮ください。

●オンライン研修（1日目・2日目・4日目）では、以下の場合には遅刻・中座（途中退席）・早退とみなされますのでご注意ください。

- ・各科目の講義開始時間から 15 分以上 Zoom の接続が確認できない（又は接続していても 15 分以上離席している）場合
- ・各科目の講義中に 15 分以上 Zoom に接続していることが確認できない（又は接続していても 15 分以上離席している）
- ・各科目の講義中に 15 分以上カメラがオフの状態が継続している場合

2) 修了認定、修了証書の発行

新潟県社会福祉士会は、前項をもとに修了認定を行い、研修修了者に対して『修了証書』を交付し、評価機関を通じて送付いたします。修了不可者については、その理由を付して評価機関に通知いたします。

5. 県への報告

新潟県社会福祉士会は研修終了後、新潟県に対して、受講者の修了認定結果及び研修業務の終了報告を行います。

6. 守秘義務

新潟県社会福祉士会は、受講者名簿や個人の情報に関わる資料等について、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように適正に取り扱います。

以上

<実施方法・実施会場>

講義一日目	6月25日(土)	オンライン(Zoom)	研修
講義二日目	6月26日(日)	オンライン(Zoom)	研修
講義三日目	7月2日(土)	新潟ユニゾンプラザ 5階	「特別会議室」
講義四日目	7月3日(日)	オンライン(Zoom)	研修

【講義三日目・会場(新潟ユニゾンプラザ)地図】

(所在地) 〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 (電話)025-281-5511



【新潟県指定研修機関】

公益社団法人新潟県社会福祉士会 事務局

〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

電話:025-281-5502 メール:njacsw@poplar.ocn.ne.jp

対応時間:月曜日～金曜日(祝祭日は除く) 9:00～12:00 及び 13:00～17:00

新潟県地域密着型サービス外部評価機関選定要項（抜粋）

（評価調査員の要件）

第3条 評価調査員は、次に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ、県が指定した評価調査員養成研修機関が実施する調査員養成研修を受講しているものであること。

ただし、関連の研修（認知症介護実践研修（旧実践者研修を含む）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあつては、カリキュラムの一部が重複している場合には、県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱うことができる。

なお、関連の研修には、県に選定された評価機関が、県へ届け出た評価調査員養成研修実施規定に基づき、平成22年3月31日までに実施した養成研修を含めるものとする。

（1）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者

（2）組織運営管理等業務を3年以上経験している者

（3）その他、上記と同等の能力を有していると県が認める者

2 評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うことができると認められる者でなければならないこと。

新潟県地域密着型サービス外部評価機関選定細則（抜粋）

（評価調査員の資格等）

第2条 要項第3条第1項第1号に規定する「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次に掲げる者をいう。

（1）福祉分野

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員

（2）医療分野

医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、准看護師

（3）保健分野

保健師、管理栄養士、栄養士

（4）上記第1号から第3号までに掲げるもののほか、県がこれと同等と認める資格を有する者

2 要項第3条第1項第1号に規定する「学識経験者」とは、大学、短期大学、又は専門課程を置く専修学校において、福祉、医療、保健分野の教育と研究に従事した経験を有する者をいう。

3 要項第3条第1項第2号に規定する「組織運営管理等業務」とは、次の各号のいずれかに該当するものを言う。

（1）公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人（以下「法人」という。）において、理事、役員等として組織の運営に関与した経験を有する者。

（2）法人、国、又は地方公共団体において、10名以上で構成される部署を統括する地位にあり、当該部署の管理等組織運営をした経験を有する者。

4 要項第3条第1項第3号「同等の能力を有していると県が認める者」とは、法人、国、又は地方公共団体の常勤職員として3年以上福祉分野の業務経験を有し、かつ当該業務を通じて介護サービス現場に熟知していると認められる者。